



各 位

平成19年5月10日

会社名 石塚硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長 山中昭廣
(コード番号 5204 東証・名証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 杉 一彦
電話番号 0587-37-2111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更に関し本年6月15日開催予定の第72回定時株主総会に付議させていただくことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 当社は、本店を名古屋市に置いておりますが、平成15年8月に本社機能を本店所在地から岩倉工場(愛知県岩倉市)に移転いたしました。また、本年5月に本社機能の一部とアドバンストガラスカンパニーを本店所在地から岩倉工場に移転したことにより会社の管理機能が岩倉工場に集中することとなりましたので、本店所在地を愛知県岩倉市に変更するものであります。

なお、効力発生日を平成19年7月21日とする旨の附則を新設するものとし、本附則は、効力発生日をもって削除するものといたします。

(2) 買収防衛策の導入につきましては、当社は株主の皆様の合理的な意思に依拠すべきと考えておりますことから、当社株主総会において「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」を決議することができる旨の規定を第21条に新設するとともに現行定款第21条以下の条数を順次繰り下げるものであります。

2. 変更内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成19年6月15日 |
| 定款変更の効力発生日 | 平成19年6月15日 |

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>名古屋市</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第21条～第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条～第39条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第40条～第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>愛知県岩倉市</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(買収防衛策の導入)</u></p> <p>第21条 <u>買収防衛策は、株主総会の決議により導入または継続するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に定める買収防衛策とは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、事前に一定のルール及び対抗措置を定めるものをいう。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第22条～第32条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第33条～第40条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第41条～第43条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第3条の変更は、平成19年7月21日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日にこれを削除する。</u></p> |